

# 競争入札心得

## 第 1 条（総 則）

津別町が発注する入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知してください。

## 第 2 条（入札保証金等）

- 1 入札参加者（入札保証金の納付を免除されているものを除く。）は、入札執行前に見積もった契約金額（消費税相当額を含んだ額）に、津別町財務規則第 108 条に規定する率を乗じた額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提出しなければなりません。ただし、津別町を被保険者とする入札保証保険証書を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- 2 前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して 9 日以上のものでなければなりません。
- 3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融期間の確定日付のある承諾書を提出してください。
- 4 入札保証金に代える担保として、銀行又は津別町長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して 9 日以上とした当該保証を保証する書面を提出してください。

## 第 3 条（入 札）

- 1 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を標記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。
- 2 郵送による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、入札件名を記入した封筒に封入の上、確実に到着する方法で提出しなければなりません。

## 第 4 条（公正な入札の場合）

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

## 第 5 条（代 理）

- 1 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任状）と代理人の指名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。
- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されているものを代理人とすることはできません。

## 第 6 条（入札書の書換え等の禁止）

入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

## 第 7 条（無効入札）

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ( 1 ) 入札書の記載金額その他入札用件が確認できない入札
- ( 2 ) 入札書の金額を加除訂正した入札
- ( 3 ) 入札書に記名押印がない入札
- ( 4 ) 所定の入札保証金の納付又は、それに代える担保の提供をしない者のした入札
- ( 5 ) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- ( 6 ) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
- ( 7 ) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- ( 8 ) 郵送による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- ( 9 ) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他の入札に関する条件に違反した入札

## 第 8 条 (開 札)

開札は、公告又は通知した場所において、入札終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、郵送による入札を認める場合においては、その限りではありません。

## 第 9 条 (再度入札)

開札の結果落札に至らなかった場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。再度入札の執行回数は、原則として1回とします。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合は、随意契約によることがあります。

## 第 10 条 (落札の決定)

- 1 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で入札した者を落札者とします。
- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

## 第 11 条 (最低価格の入札者を落札者としめない場合)

- 1 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としめない場合があります。
  - (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるとき。
  - (2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当と認められるとき。
- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。
- 3 前1項規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としめない場合は、予定価格の範囲内で申し込みをした他の者のうち、最低の価格で申し込みをした者を落札者とします。

## 第 12 条 (入札保証金の返還)

- 1 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

- 2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札を打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代わる担保は全て返還します。

### 第13条（契約の締結）

落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から、津別町財務規則第130条第2項に規定する日数以内に、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

### 第14条（入札保証金の帰属）

- 1 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提出した担保は津別町に帰属します。
- 2 落札者であって、入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札者の入札保証金に相当する額の違約金を、津別町に納付しなければなりません。

### 第15条（契約保証金等）

- 1 契約を締結しようとする者（契約保証金を免除されている者を除く。）は津別町財務規則第132条に相当する額以上の契約保証金を納付し又はこれに代わる担保の提供をしなければなりません。ただし、津別町を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき又は保険会社に津別町を債権者とする公共工事履行保証々券を提出させたときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- 2 前項の履行保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の開始から引渡完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 第1項の公共工事履行保証々券は、工事の完成期限までに生じる債務不履行が、保証されるものでなければなりません。
- 4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。
- 5 契約保証金に代える担保として銀行、津別町長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工事の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

### 第16条（入札保証金の充当）

落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

### 第17条（入札の取りやめ等）

支出負担行為担当者が、入札を公正に執行することができない等特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し又は取りやめることがあります。

### 第18条（入札の辞退）

入札参加者として指名された者が、入札に参加できない場合は、その旨あらかじめ文書等により発注者に連絡してください。無断で入札を欠席した場合は、入札等に関する不誠実行為として、指名停止措置を行うことがあります。